

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第33号

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
市長	瀬戸市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	市長	瀬戸市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
市長	<u>保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
市長	<u>瀬戸市一般不妊治療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	

機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
市長	瀬戸市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	市長	瀬戸市後期高齢者福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	<u>保育料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
市長	<u>瀬戸市一般不妊治療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。